

平成23年3月29日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

(社)日本農業法人協会
会長 松岡 義博



国民の健康被害の防止と、食料の安定供給に向けた適切なリスク管理の実施について（要請）

現在、我が国では大震災と津波による多数の被災者が発生しており、原発事故では周辺住民が著しい困窮状態にあります。国民全体も強い危機感を共有し、被災地には全国から温かい支援の手がさしのべられています。こうしたなかで、農産物の放射能汚染は国民生活に不安を与え、出荷できなくなった農業者には壊滅的な経済的打撃を与えています。この問題への適切な対応を図るため、リスク管理機関として、以下の事項に留意いただきますよう要請します。

記

1 国民の健康被害の防止を第一に、適切なリスク管理を実施すること

消費者の冷静な行動を担保するには、リスク管理機関としての信頼性を損なうことはあってはなりません。このため、リスク管理にあたっては省庁間で相違の無い指標を示して科学的な客観性を保ち、国民の健康被害の防止を第一とすること。そのうえで、風評被害が農業者の経営を直撃し、欠品等によって食品産業や消費者の豊かな食生活が犠牲となっている現状をふまえて、過剰な規制を防ぎつつ、適切なリスク管理を行うこと。

2 評価結果をもとに、国民の行動基準となるようわかりやすく提示すること

リスク管理機関として、食品安全委員会の評価結果と、自らが有する知見を総動員して必要にして十分な規制や指導を実施すること。その際、消費者、生産者、食品産業関係者などが主体的に判断し、正しく行動できるような形で、国民に向けてわかりやすく情報発信すること。この際、過度な規制や風評被害が発生しないように留意すること。

3 長期だけでなく、中期、短期の対策もあわせて検討、実施すること

リスク管理にあたっては、一生涯の継続的な摂取を前提とする安全係数をかけた評価に基づく規制や対策だけでなく、震災による流通の混乱や風評被害により食料の生産と供給の基盤に大きなダメージが生じている緊急の事態にあることを考慮して、緊急時の短期的な対策（1ヶ月程度）や中期的な対策（1年程度）を検討し、慎重かつ迅速に実施すること。

以上